

仕 様 書

1 目 的

地域において、育児の支援を受けたい者と育児の支援を行いたい者が、相互援助活動を行うことにより、子育てする市民の不安や負担の軽減及び仕事と育児を両立できる環境を整えるとともに、家庭で子育てをしている市民が安心できる子育て支援体制の充実を図ることを目的とする。

2 総 則

本業務において、日本国の法令、四日市市ファミリー・サポート・センター実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守するとともに、誠実に履行しなければならない。

3 事業の概要

- (1) 件 名 四日市市ファミリー・サポート・センター事業業務委託
- (2) 事業場所 四日市市内全域で活動することができる、法人の主たる活動場所とする。
- (3) 閉所日 日曜日、月曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (4) 開所時間 午前8時30分から午後7時30分まで
ただし、アドバイザーの勤務時間は、午前8時30分から午後8時までとする。

4 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5 委託業務の内容

(1) 会員の募集、受付及び登録に関する業務

ア アドバイザーは、会員登録を希望する者を事務局に来所させ、面接を実施のうえ、依頼会員、援助会員の登録要件に該当する者を所定の手続きにより受付すること。

イ 援助会員の登録要件

四日市市内に在住しており、受託者が実施する講習会を修了した者

ウ 依頼会員の登録要件

四日市市内に在住または通勤、通学しており、小学生以下の児童を養育する者

エ 両方会員

援助会員及び依頼会員の双方の要件を満たす者

オ 会員証の作成及び発行

会員証は、要綱第5条第2項に定める様式に基づき作成すること。

カ 会員名簿の作成及び管理

名簿は、地区、会員番号、氏名、住所、電話番号を記載し、管理すること。

キ 広報誌の発行等啓発に係る広報活動

広報誌の発行は、次のとおりとする。また、市広報紙への記事掲載は、委託者が協力する。

(ア) 会報紙 年2回

(イ) センターだより 年2回

ク 手引き等の作成

次に定める手引き等を作成すること。

(ア) 相互会員の手引き

(イ) 安全対応マニュアル

ケ 事業案内のパンフレット等の作成及び更新を適宜行い、必要に応じて発行すること。

(2) 会員の相互援助活動の受付及び調整に関する業務

ア 援助活動の要望に対する相談、受付

イ 会員同士のマッチング

(ア) 依頼会員の要望に対応できる援助会員を選定すること。

(イ) 援助活動調整のため、会員双方との打ち合わせを行うこと。

(ウ) 活動中に事故等が発生した場合に円満な解決ができるよう会員間の連絡調整を行うこと。

(エ) (ウ)の状況により、委託者と協議のうえ、援助会員の再検討を行うこと。

ウ 援助会員の活動実績記録の受理と報告書の管理を行うこと。

エ 会員からの苦情に対する対応を行うこと。

オ その他、アからエに該当しない受付、調整に関する事務を行うこと。

(3) 会員への指導及び会員間交流に関する業務

ア 会員への指導及び連絡調整を行うこと。また、会員間の情報を共有するため、アドバイザー会議を年間12回程度、サブリーダー会議を年間3回程度行うこと。

イ 援助会員、依頼会員等を対象とした交流会を年1回実施し、情報の共有、会員の資質向上などに努めること。

(4) 援助会員を対象とした研修実施の業務

ア AED（自動体外式除細動器）の使用方や心肺蘇生等の実習を含んだ緊

急救命講習及び事故防止に関する講習及び援助会員を対象に援助活動の実施に必要な次の内容の研修を、年間2回実施すること。

講座科目	講師	時間 (目安)
1 保育の心	保育士、保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師、保健師	4時間
5 安全・事故	保育士、医師、保健師	2時間
6 子どもの世話	保育士、保健師	2時間
7 子どもの遊び	保育士	2時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養、保育学科栄養学の 専門家、管理栄養士等	3時間
9 事業を円滑に進めるために	受託者のアドバイザー等	3時間
合計		24時間

イ 研修の開催にあたり、託児を行うこと。

ウ 受託者は、研修計画を作成し、委託者と協議のうえ、研修を実施すること。

エ 講師の確保、会場の確保等、研修の実施に必要な業務は、受託者が行うこと。

オ 委託者は、受託者の業務が円滑に進むよう支援すること。

(5) フォローアップ講習に関する業務

援助会員を対象に、救急救命法や事故防止に係るフォローアップ講習を年1回実施すること。

(6) 性被害防止対策に関する業務

性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施すること。

(7) 事前打ち合わせを行った援助会員への手当てに係る業務

(8) 緊急時の業務

早朝、夜間等緊急時の対応に必要な業務を行うこと。

(9) サブリーダーの育成と連携に関する業務

(10) 関係機関（市役所・保育所等）との連絡調整に関する業務

(11) ファミリー・サポート・センター相互の連絡調整に関する業務

(12) ファミリー・サポート・センター事業の経理（事業に係る歳入及び歳出の管理）に関する業務

(13) ファミリー・サポート・センター事業の統計に関する次の業務

- ア 地区別活動件数
- イ 未就学児の活動件数
- ウ 緊急サポートの内訳
- エ 事前打ち合わせの件数
- オ 実働会員数
- カ 地域別会員数と活動件数
- キ その他委託者が必要に応じて求める統計

(14) その他運営または利用者の利便性やサービスの向上のために市が必要と認める業務

6 運営体制

- (1) 相互援助活動の調整を行うアドバイザーは、4人以上とすること。
- (2) 開所時間内は、アドバイザーを常時2名以上配置すること。
- (3) アドバイザーのうち1名以上が保育士、看護師、幼稚園教諭の資格保持者であり、有資格のアドバイザーは、資格を付記した名簿を市に提出すること。
- (4) 開所時間外の緊急サポートのため、スタッフ1名以上に電話連絡が取れるようにしておくこと。

7 報告書の提出

受託者は、次の書類を期日までに委託者に提出することとする。

- (1) 事業実施時に報告を要するもの（各活動年度の4月30日まで）
 - ア 事業計画書（第1号様式）
 - イ 収支予算書（第2号様式）
- (2) 決算時に報告を要するもの（各活動年度の翌年度、4月30日まで）
 - ア 事業報告書（第3号様式）
 - イ 収支決算書（第4号様式）

なお、収支決算書の作成の根拠となった領収書等の書類は、本業務終了後5年間保存すること。

また、経費を按分等により計上する場合は、その根拠を明確にしておくこと。
- (3) 毎月報告を要するもの（活動月翌月の10日まで。ただし、3月分については、3月31日まで）
 - ア 援助依頼状況報告書（第5号様式の1）
 - イ 活動状況（育児分）（第5号様式の2）
 - ウ 年齢別・時間帯別の活動件数（第5号様式の3）
 - エ 年齢別・活動時間帯別・件数及び活動時間数（第5号様式の4）

オ 地区別会員数（第5号様式の5）

カ 四日市市ファミリー・サポート・センター事故報告書（第6号様式）

(4) 年1回報告を要するもの（各活動年度の翌年度、4月30日まで）

ア 年齢別会員数報告書（第7号様式）

イ 四日市市ファミリー・サポート・センター地区別活動件数未就学児の活動件数(第8号様式)

(5) その他必要に応じて報告を要するもの

ア 地域別会員数と活動件数等

8 事故発生時の報告業務

援助活動中に事故が発生した場合、安全対応マニュアル等に基づき、適切な処置を行うこと。また、速やかに委託者に報告し、必要な指示を受けること。

9 物品の貸付

(1) 貸借物品は、次のとおりとする。

品名	数量
角テーブル	1
脇台	2
OA用ソフト	1
パーソナルコンピューター	2

(2) 貸借物品の修理については原則、受託者の負担とする。

10 補償

受託者は、会員の活動時間中に生じた事故等に対応するため、財団法人女性労働協会が取り扱う次の保険に加入すること。

(1) 賠償責任保険

(2) サービス提供会員傷害保険

(3) 依頼子供傷害保険

(4) 研修・会合傷害保険

11 委託料の請求

(1) 4月1日以降に1年度分の支払い限度額の1/2以内の額

(2) 9月1日以降に1年度分の支払い限度額の残額

12 その他

(1) 履行場所の安全衛生を維持すること。

- (2) 会員の相互の援助活動について、会員間の信頼構築や信頼獲得に努めること。
- (3) ファミリー・サポート・センター事業をはじめとする本市が実施する子育て支援事業の他、子どもや子育てをめぐる社会の現状を適正に認識し、可能な限り会員の思いを汲み取りながら援助活動の調整を行うこと。
- (4) 業務中に政治活動、宗教活動、営利活動を行うことを禁止すること。
- (5) 調整を円滑に行うため、会員確保に向けた効果的な広報活動に努めること。
- (6) 事業受託者が変更になる場合、既存会員の情報の引継ぎ及び会員への連絡等を円滑に行うこと。
- (7) 仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ、決定すること。

【注意事項】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

第1号様式

年度 四日市市ファミリー・サポート・センター 事業計画書

	講習会・交流会	会報・センターだより	サブリーダー会議	その他
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

第3号様式

年度 四日市市ファミリー・サポート・センター事業報告書

月	日	内 容	開催場所	発行部数等	参加人数

第5号様式の1

年 月 日

四日市市長

〔発信〕

TEL

FAX

(担当)

四日市市ファミリー・サポート・センター援助依頼状況報告書

年 月の援助依頼の状況を次のとおり報告します。

	依頼件数	キャンセル件数	確定件数	事前打ち合わせ
月計				
累計				

ファミリー・サポート・センターの活動状況(育児分)

年 月 日

四日市市ファミリー・サポート・センター

○会員数について(年 月末現在)

※下段は緊急サポート分うち数

依頼会員			援助会員			両方会員			合計		
前年	本年	増減	前年	本年	増減	前年	本年	増減	前年	本年	増減

○活動状況について(基本事業)

内 容	回 数		累 計	
	前年	本年	前年	本年
1 保育所・幼稚園の送り				
2 保育所・幼稚園の迎え				
3 保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り				
4 保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助				
5 保育所・幼稚園の帰宅後の援助				
6 学童の小学校への送り				
7 学童の放課後の援助				
8 学童保育への送り				
9 学童保育の迎え				
10 学童保育の迎え及び帰宅後の預かり				
11 保育所・学校などの休みの時の援助				
12 保育所等施設入所前の援助				
13 保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助				
14 保護者等の求職活動中の援助				
15 保護者等の冠婚葬祭による援助・他の子の学校行事の際の援助				
16 保護者等の買い物等、外出の場合の援助				
17 保護者等の病気、その他急用の場合の援助				
18 障がい児の小学校への送迎				
19 上記以外の活動				
① 習い事への送迎				
② 妊娠中、出産前後の他の子どもの援助				
③ その他				
合 計				

○活動状況について(緊急サポート)

内 容	回 数		累 計	
	前年	本年	前年	本年
1 病児・病後児の預かり				
2 宿泊を伴う預かり				
3 その他(緊急時の預かりなど)				
4 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎				
合 計				

年齢別・時間帯別の活動件数(一時間刻み)

年 月分

四日市市ファミリー・サポート・センター

時間帯	年 齢 別 件 数				
	0～1歳未満	1歳～2歳	3歳～6歳	小学生	計
6～7					
7～8					
8～9					
9～10					
10～11					
11～12					
12～13					
13～14					
14～15					
15～16					
16～17					
17～18					
18～19					
19～20					
20～21					
21～22					
22～23					
23～24					
宿泊					

※ この表は一日のうちの時間帯別活動状況を表すものです。

※ たとえば、「8～9」が5件であれば、8時から9時までの1時間の間に援助活動が5件行われたことをあらわします。

※ また、8時半から9時半までの援助活動が1件あった場合、「8～9」に1件、「9～10」に1件と両方にカウントされる。

※ 22時から翌朝6時までの宿泊は、宿泊欄へ記入する。

第5号様式の4

年齢別・活動時間帯別・件数及び活動時間数

年 月分

四日市市ファミリー・サポート・センター

年齢 時間数①	年 齢 別 件 数					活動時間数 ① × ②
	～1歳未満	1歳～2歳	3歳～6歳	小学生	計②	
1						
1.5						
2						
2.5						
3						
3.5						
4						
4.5						
5						
5.5						
6						
6.5						
7						
7.5						
8						
8.5						
9						
9.5						
10						
10.5						
11						
11.5						
計						

四日市市ファミリー・サポート・センター

地区別会員数(年 月 日現在)

単位:人

地 区	援 助	依 頼	両 方	合 計	備 考
中部					
富洲原					
富田					
羽津					
常磐					
日永					
四郷					
内部					
塩浜					
川島					
神前					
桜					
三重					
県					
下野					
大矢知					
海蔵					
橋北					
八郷					
河原田					
保々					
小山田					
水沢					
楠					
市外					
合計					

四日市市ファミリー・サポート・センター 事故報告書

		令和 年 月 日 / 第 報	
自治体名	三重県四日市市	運営方法 (委託の場合は運営団体名)	
所在地	四日市市諏訪町1番5号	開設年月日	年 月 日
設置者		代表者名	
電話連絡先		FAX連絡先	
会員数	依頼会員 名	提供会員 名	両方会員 名
事故対応 マニュアルの対応	有・無	安全・事故に関する研修の 直近の実施日	令和 年 月 日
事故発生日時		令和 年 月 日 時 分頃	
こどもの年齢・性別		歳 ヶ月 児	
四日市市ファミリー・サポート・センター 利用開始年月日		令和 年 月 日	
依頼内容			
病状・死因等 (既往症)			
	既往症:	病院名	
発生場所			
発見時の子どもの様子			
発生状況 (当日の健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。なお、第1報においては、可能な範囲で記入。)	時間	内容	
当該事故の 特徴的な事項			
発生後の対応(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む。)			

※1 第1報は太線囲み部分について報告してください。

※2 第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※3 発生状況欄は適宜広げて記載してください。

※4 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

【データベース掲載用】

事故の概要

--

※ 個人情報に配慮の上、事故の背景が見えるように概要を記載してください。

事故発生の要因分析

要因	分析	再発防止のための改善策
ソフト面 (マニュアル、研修等)		
ハード面 (預かり場所等)		
環境面 (活動時の状況等)		
人的面 (提供会員の状況)		
その他		

事故発生の要因分析に係る自治体コメント

--

※ 国に報告をする際に、事業者の要因分析に加え、必要な事項等があれば記載。

四日市市ファミリー・サポート・センター

年 齡 別 会 員 数 報 告 書

年 月 日現在

年 齡	全会員	依頼会員		援助会員		両方会員	
		女	男	女	男	女	男
20歳まで							
21歳 ~ 25歳							
26歳 ~ 30歳							
31歳 ~ 35歳							
36歳 ~ 40歳							
41歳 ~ 45歳							
46歳 ~ 50歳							
51歳 ~ 55歳							
56歳 ~ 60歳							
61歳 ~ 65歳							
66歳 ~ 70歳							
71歳以上							
合計							
男女計							

会員計		女		男	
-----	--	---	--	---	--

